

緊急課題についての申し合わせ事項

第 42 回中性子科学運営委員会承認

2014.1.31

緊急課題について

中性子散乱全国共同利用の実験課題申請は通常、年 1 回行われているが、学問的に重要で早急
に実施すべき研究課題については、その理由を付けて「緊急課題」として随時、申請できる。

申請方法

通常の申請課題と同じ書式（添付資料 1）で申請書を作成し、さらに「緊急課題」であることを説明する書類（書式は自由；たとえば海外施設で実験課題が採択されたことを証明する書類）を添えて、中性子科学研究施設長宛（宛先は課題申請事務 nsl-appl@issp.u-tokyo.ac.jp）に電子メールで申請する。

審査

- （1）受け付けた「緊急課題」は、施設長が当該分野（A～D）の実験審査委員に審査をゆだね、その結果、採択と認められた場合、採択とする。
- （2）施設長は当該装置責任者と協議し、実験日数を定め、申請者に連絡する。

報告

実験代表者は実験実施後 60 日以内に実験報告書を課題申請事務に提出する。

註：JRR-3 での中性子散乱実験の実施ができない状況にある期間においては、採択された課題は海外派遣対象課題であるとする。